

令和3年第2回足寄町議会臨時会議事録（第1号）

令和3年2月24日（水曜日）

◎出席議員（13名）

| | | | |
|-----|-----------|-----|-----------|
| 1番 | 多治見 亮 一 君 | 2番 | 高 道 洋 子 君 |
| 3番 | 進 藤 晴 子 君 | 4番 | 榊 原 深 雪 君 |
| 5番 | 田 利 正 文 君 | 6番 | 熊 澤 芳 潔 君 |
| 7番 | 高 橋 健 一 君 | 8番 | 川 上 修 一 君 |
| 9番 | 高 橋 秀 樹 君 | 10番 | 二 川 靖 君 |
| 11番 | 木 村 明 雄 君 | 12番 | 井 脇 昌 美 君 |
| 13番 | 吉 田 敏 男 君 | | |

◎欠席議員（0名）

◎法第121条の規定による説明のための出席者

| | |
|-------------|-----------|
| 足 寄 町 長 | 渡 辺 俊 一 君 |
| 足寄町教育委員会教育長 | 藤 代 和 昭 君 |

◎足寄町長の委任を受けて説明のため出席した者

| | |
|-------------|-----------|
| 副 町 長 | 丸 山 晃 徳 君 |
| 総 務 課 長 | 松 野 孝 君 |
| 福 祉 課 長 | 保 多 紀 江 君 |
| 住 民 課 長 | 佐々木 雅 宏 君 |
| 国民健康保険病院事務長 | 川 島 英 明 君 |

◎教育委員会教育長の委任を受けて説明のため出席した者

| | |
|---------|---------|
| 教 育 次 長 | 沼 田 聡 君 |
|---------|---------|

◎職務のため出席した議会事務局職員

| | |
|-------------|-----------|
| 事 務 局 長 | 櫻 井 保 志 君 |
| 事 務 局 次 長 | 野 田 誠 君 |
| 総 務 担 当 主 査 | 中 鉢 武 志 君 |

◎議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について< P 4 >
- 日程第 2 会期の決定について< P 4 >
- 日程第 3 議案第 3 号 第 8 期足寄町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（令和 3 年度～令和 5 年度）について< P 4 ～ P 1 0 >
- 日程第 4 議案第 4 号 足寄町公の施設に係る指定管理者の指定について（むすびれっじ）< P 1 0 ～ P 1 3 >
- 日程第 5 議案第 5 号 足寄町公の施設に係る指定管理者の指定について（学習塾）< P 1 3 ～ P 1 8 >

午前10時00分 開会

◎ 開会宣告

○議長（吉田敏男君） 全員の出席でございます。ただいまから、令和3年第2回足寄町議会臨時会を開会をいたします。

◎ 町長挨拶

○議長（吉田敏男君） 町長 渡辺俊一君から、招集の御挨拶がございます。

町長 渡辺俊一君。

○町長（渡辺俊一君） 議長のお許しを頂きましたので、令和3年第2回臨時会の招集に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

新型コロナウイルス感染症につきましては、3月の定例会でもまた行政報告させていただき予定でございますけれども、東京都など10都府県で緊急事態宣言が発令されておりますけれども、最近の感染状況を踏まえて首都圏以外の6府県については、緊急事態宣言は3月7日の期限を待たずに前倒しをして解除するという方向で検討がされているというようなことが報道されております。

北海道においても、新規感染者、それから入院患者数は減少傾向にありますけれども、今後も感染の再拡大に備えてもう一段感染を抑えるために、独自の集中対策期間を国内で緊急事態宣言が発令されている間継続をするということになっておりますが、今後の状況ということになるのかなというようには思っております。

コロナウイルスの収束の切り札と言われておりますワクチンについても、19日から北海道でも医療関係者に先行接種が始まっているところであります。

一日も早い収束が望まれているところでありますけれども、本当に収束をするということまではまだまだ時間がかかりますので、感染予防、感染拡大防止対策に引き続き御協力をお願いをしたいというふうに思っているところであります。

ちょっと話は変わりますけれども、15日

の日の夕方から17日明け方にかけて、台風並みに発達した低気圧や強い冬の気圧配置の影響で非常に強い風が吹きました。町民センターの前にあるアメダスの観測データによりますと、16日の午前11時44分に最大瞬間風速22.6メートルの西風が観測されているというようなことで、15日の夕方ぐらいから17日明け方ぐらいまで非常に強い風がずっと吹き続けてきたという状況であります。

この強風によりまして、老朽化した建物や物置の屋根トタンが剥がれたり、それから農家のビニールハウスが破損するなどの被害が出ているということでもあります。現在、被害状況の調査中でありましてけれども、今のところ大きな被害にはなっていないのではないかと聞いています。

また、2月13日の夜には福島、宮城で東日本大震災の余震と見られる震度6強という大きな地震がございました。足寄においても若干揺れを感じてまして、何か東日本大震災のときのような揺れ、横揺れを感じたところであります。

そんなこともありまして、これからも町民の皆様の健康や安全を守り、安心して暮らせるまちづくりを引き続き取組を進めていかなければならないと考えているところであります。

本日、御審議いただく議案でございますけれども、第8期の高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、それから指定管理者の指定などで議案が3件、それから補正予算5件を予定してございます。

御審議賜りますようよろしくお願いを申し上げます、御挨拶とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（吉田敏男君） ここで、暫時休憩をいたします。

午前10時05分 休憩

午前10時08分 再開

○議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

◎ 開議宣告

○議長（吉田敏男君） これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎ 会議録署名議員の指名

○議長（吉田敏男君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、足寄町議会総合条例第184条の規定によって、3番進藤晴子君、4番榊原深雪君を指名をいたします。

◎ 議運結果報告

○議長（吉田敏男君） 議会運営委員会委員長から、会議の結果の報告を願います。

議会運営委員会委員長 高橋健一君。

○議会運営委員会委員長（高橋健一君） 本日開催されました第2回臨時会に伴う議会運営委員会の協議の結果を報告いたします。

会期は、2月24日から25日までの2日間であります。

本日は、最初に議案第3号について、提案理由の説明を受け質疑を行った後に、議長を除く12名の委員で構成する第8期足寄町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に関する審査特別委員会を設置し、会期中の審査といたします。

次に、議案第4号、議案第5号を即決で審議いたします。

なお、議案第6号から議案第10号までの補正予算案につきましては、後日提案理由の説明を受けた後、即決で審議いたします。

以上で、議会運営委員会の協議結果の説明を終わらせていただきます。

○議長（吉田敏男君） これにて、議会運営委員会委員長の報告を終わります。

◎ 会期決定の件

○議長（吉田敏男君） 日程第2 会期決定の件を議題といたします。

お諮りをいたします。

本臨時会の会期は、本日から2月25日までの2日間にしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から2月25日までの2日間に決定をいたしました。

◎ 議案第3号

○議長（吉田敏男君） 日程第3 議案第3号第8期足寄町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（令和3年度～令和5年度）についての件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

福祉課長 保多紀江君。

○福祉課長（保多紀江君） ただいま議題となりました議案第3号第8期足寄町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（令和3年度～令和5年度）について、提案理由の御説明をいたします。

足寄町議会総合条例第1条第1項の規定により、足寄町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を別冊のとおり定めたいので、御提案するものでございます。

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画は3年を1期として定め、3年ごとに見直しを行うこととなっており、計画策定に当たり、町民参加による計画の進行管理と評価を行うために組織された足寄町高齢者保健福祉推進委員会の皆様に、調査、審議そして御意見を頂き、計画の作成に御尽力いただきましたことに、改めて厚くお礼を申し上げたいと思います。

本年2月10日開催の推進委員会において、第8期計画として全員一致で了承され、具申を頂きましたことから、本日、計画提案をさせていただくものでございます。

後ほど、計画書に沿って順に説明をさせていただきますが、次期計画期間3か年の平均

要介護認定者数を420人と推計し、そのうち施設サービス利用者を134人、居宅サービス対象者を286人と見込み、今後3年間の介護給付費を介護報酬の改定を見込んで給付費等を積算した結果、総費用は第7期に比べ1億5,749万円減の26億7,600万円と推計いたしました。この推計に基づき第7期同様、低所得者への軽減措置などを行い、さらに介護保険料引上げを避けるために、令和2年度末の実質残高が5,900万円程度となる介護給付費準備基金を約1,400万円取り崩し、65歳以上の第1号被保険者の基準保険料月額を第7期と同額の5,750円とし、他の段階の保険料につきましても第7期と同額にすることといたしました。

なお、今回の臨時会で本計画の議決を頂いた後に、本年3月の第1回定例会に本計画に基づく足寄町介護保険条例の改正の提案を予定しております。

現在計画書の最終校正を行っており、本日配付の計画書の一部に字句の修正等が行われる可能性があることにつきまして、御了承くださいますよう、よろしくお願いいたします。

非常にボリュームのある内容でございますので、重点項目や特に御説明が必要と思われる内容にポイントを絞り御説明をさせていただきます。

それではまず、1、総論の2ページですが、第1章 計画の考え方、1、計画作成の趣旨につきましてですが、我が国の65歳以上高齢者人口は、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる2025年には3,677万人に達すると見込まれる一方、総人口は2010年以降減少に転じており、特に高齢者を支える15歳から64歳の生産年齢人口が令和元年10月1日現在は7,507万人となり、1人の高齢者を2.1人の現役世代で支えなければならなくなっています。それに対応するため、国は介護保険制度の断続的な見直しを行い、高齢者が可能な限り住み慣れ

た地域で、その有する能力に応じて自立した日常生活ができるよう医療、介護、介護予防、住まい、生活支援を充実させる地域包括ケアシステムを構築することを示してきました。

本町においては、平成22年度より医療と介護・保健・福祉連携システムの構築を進めてきましたが、今後、高齢化が進行することから、自立支援・介護予防や医療・介護連携に向けた取組を一層推進していきます。

2、介護計画の位置づけと構成につきましては、高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画を高齢者の福祉及び介護に関する総合的な計画として一体的に策定することと、足寄町第6次総合計画及び第2期足寄町地域福祉計画、それと国の基本方針や北海道の関連計画との整合性を図り策定するものです。

3、計画の期間につきましては、3年間とし、今後団塊の世代全てが75歳を迎える令和7年度及び団塊ジュニアの世代が65歳を迎える令和22年度のサービス見込量や保険料の推計も行っております。

4、日常生活圏域の設定につきましては、足寄町全体を一つの日常生活圏域として設定しました。

5、計画の作成体制と住民の意見反映につきましては、第8期北海道高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画骨子を基盤として検討を行っていただきました。

4ページをお開きください。

第2章 基本理念、基本目標、重点的取組、1、基本理念につきましては、前期計画に引き続き、「いくつになってもひとりになっても安心して暮らせる愛のまち」を目指したまちづくりを積極的かつ計画的に推進することとしています。

5ページ目、2、基本目標ですが、基本目標1、生涯生きがいを持ち健康に生活できるまちの実現、基本目標2、住み慣れた地域で最後まで安心して生活できるまちの実現、基本目標3、高齢者の尊厳を支えるまちの実現、基本目標4、地域で支え合い、継続的ケ

アの受けられるまちの実現、6ページに移りまして、基本目標5、介護保険サービスを安定して提供できるまちの実現、以上五つの基本目標を設定しております。

次に、3、重点的取組ですが、今後3年間の計画の推進に当たり、①高齢者の積極的な社会参加、生きがいつくりの推進、②在宅福祉サービスの充実、③住みよい環境づくりの推進、④認知症施策の推進、8ページに移りまして、⑤高齢者の権利擁護制度の推進、⑥介護予防・生活支援の推進、⑦地域包括ケアシステムの進化推進、9ページに移りまして、⑧介護保険事業の適正な運営、⑨介護人材の確保及び資質の向上、以上を重点的に取り組むこととしております。

続いて、10ページ、第3章 足寄町の高齢者の現状と将来推計の総人口と高齢化率の推移ですが、本町の総人口は昭和35年をピークに減少し、令和2年9月では6,712人となっています。一方、65歳以上の人口は増加を続け、令和2年9月には2,681人、高齢化率は39.94%となりました。

12ページの表2、人口推計であります。令和3年には高齢化比率が40%を超える見込みです。また、65歳以上人口は平成30年以降徐々に減少し、その傾向は令和3年以降も同様となる見込みとなっています。

続いて、2、要介護認定者の現状と将来推計ですが、13ページに移りまして、(1)要介護認定者数の推移、平成24年度まで要介護認定者数は増加傾向にありましたが、それ以降平成27年度までほぼ横ばいで推移し、平成30年にかけて一旦減少した以降、再度横ばいとなっています。また、平成28年度からは介護予防・日常生活支援総合事業が導入されたため、平成30年まで要支援1、2が減少しましたが、令和元年には微増しているとともに、需要対象者数は年々増加しています。

14ページ目、(2)要介護認定者数の推計ですが、令和2年9月末の要介護度別の認

定者数の割合は、80から84歳の要介護認定者出現率は6人に1人、85歳以上の要介護認定者出現率は2人に1人の割合となっており、団塊の世代が75歳以上となる令和7年度まで、要介護認定者数は年々増加していくものと見込まれています。

15ページ、(3)施設における利用者数の推計ですが、令和5年度は134人、令和7年度は129人と、横ばいになると見込んでいます。

続いて、(4)居宅サービス対象者数の推計ですが、今後も増加するものと推計しています。

16ページ、3、高齢者のいる世帯の状況ですが、総世帯数は減少しており、現在全世帯の半分以上が高齢者のいる世帯となりました。

17ページから20ページの医療費の状況ですけれども、生活習慣病患者数を見ると、国や北海道と比較して、高血圧、筋骨格・脂質異常症と狭心症が高い数値となっております。

20ページを御覧ください。

下段に記載のとおり、医療費の現状を見ると、関節疾患、糖尿病などが上位を占め、自覚症状がないまま長期に経過して、糖尿病、脂質異常症が重複してくると、脳、心臓、腎臓の血管に障害が生じ、脳梗塞等の疾患につながるかと考えられます。要介護状態の原因となることが考えられるため、若い頃からの生活習慣病の予防が重要となっています。

続いて、21ページから各論に入ります。

22ページの図7に、計画の体系図を掲載しております。

23ページ、第1章 生涯生きがいを持ち健康に生活できるまちの実現についてですが、第1節、高齢者の積極的な社会参加、生きがいつくりの推進、1、生きがいつくりの推進として、老人クラブの活性化への支援やふれあいプラザ活動等による生きがいつくり支援を行います。

次に24ページ、2、地域活動促進のため

の基盤整備では、世代間交流の推進について、さらに25ページ、(2)高齢者の就労・ボランティア活動の促進では、高齢者の技術、技能を生かした多様な就労の機会を確保するために高齢者就労センターの活動支援を継続し、また、ボランティアとして活動をする高齢者等の拡大に向け、介護ボランティアの養成研修や啓発活動等を行うこととしています。

次、26ページ、3、生きがい活動支援事業についてですが、(1)生きがい活動支援通所事業、生きがいデイサービス事業では、高齢者の介護予防を図るため利用者のニーズ、評価を踏まえ、利用者増のためのPRを積極的に行います。

次に、(2)敬老祝い金及び27ページの(3)敬老会開催費交付金の2事業につきましては、引き続き実施することとし、特に敬老会の開催については、全ての対象者がおのおの地域でお祝いをしていただけるよう必要な支援を行うこととしています。

28ページ目、第2章 住み慣れた地域で最後まで安心して生活できるまちの実現、第1節、在宅福祉サービスの充実、保健・医療・福祉サービスの充実として足寄町健康づくり計画に基づいて、健康診断、保健指導、健康教育、健康相談等の各種健康づくり事業に取り組むとともに、特定健診の受診率の向上によりメタボリック該当予備軍を見つけ出し、特定保健指導により生活習慣の改善や必要な治療の継続へと結びつけることが必要と考えています。

29ページ、表14では各分野の現状や目標について記載をしております。

次に30ページ、(2)特定健診、特定保健指導についてですが、受診機会を多くするように努め受診率は50%台となっていますが、国の目標である70%にはまだ到達しておらず、今後さらに丁寧な受診勧奨を行ってまいります。

31ページ、高齢者インフルエンザ予防接種等については、予防、重症化防止に資する

ものであることから、予防接種に関する正しい知識と接種方法の普及などに努めます。

32ページ、生活を支える医療の充実についてですが、今後ますます多様化する医療ニーズに対応するために、関係機関との連携や通院、移動支援の充実などを図ります。

32ページ、福祉サービスの充実についてですが、施設サービスの確保を図るほか、34ページ、生活支援サービスの充実として、外出支援サービス、除雪サービス、緊急通報システム設置、紙おむつ支給事業等を実施し、高齢者が自宅等において自立した日常生活を続けることができるように支援をしてまいります。

次に、39ページを御覧ください。

第2節、住みよい環境づくりの推進では、利用しやすい交通移動手段の推進、防犯、消費者保護の充実、交通安全の推進、高齢者の居住安定施策の推進、大規模災害や感染症などへの対応を図ってまいります。

次に43ページ、第3章 高齢者の尊厳を支えるまちの実現ですが、認知症施策の推進として認知症サポーター養成講座を広い世代に対し行い、地域全体が認知症に対する理解を深められるよう推進するほか、44ページに移りまして、認知症初期集中支援チームの設置や認知症地域支援推進員の配置を行い、早期に認知症の診断や治療、適切な介護サービスにつながるよう支援を図ります。

次に、46ページを御覧ください。

認知症の進行に合わせて、いつ、どこで、どのような支援を受けることができるかの流れをまとめた認知症ケアパスを、図8として掲載しております。

48ページ、認知症高齢者等への地域見守り体制の推進についてですが、かえるネットワークやチームオレンジ活動により、地域で暮らす認知症の人の支援等を図っていききたいと考えています。

49ページ、下段の第2節、高齢者の権利擁護制度の推進においては、成年後見制度の利用支援や高齢者虐待防止を図っていきま

す。

52ページを御覧ください。

第4章 地域で支え合い、継続的ケアの受けられるまちの実現、介護予防・生活支援の推進において、自立支援・介護予防・日常生活支援総合事業として、軽度な方が利用する訪問型や通所型サービスの円滑な実施を図ります。また、老人クラブなどで健康講座や介護予防事業を実施し、重度化防止に向けた取組を行い自立した生活の支援を図ります。

56ページに移りまして、第2節、地域包括ケアシステムの進化推進、1、地域ケア会議の充実において、医療・介護の他職種で個別事例の検討、地域ネットワーク構築、地域課題把握を行ってまいります。

57ページ、2、在宅医療・介護連携の推進では、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、切れ目のない在宅医療と介護の提供体制を目指し、医療機関と介護事業所等の関係者の連携推進を図ります。

次、58ページを御覧ください。

3、多様な主体による生活支援、介護予防サービス基盤の推進では、生活支援コーディネーターと連携し、町内の多様な主体による足寄町生活支援・介護予防サービス提供体制整備推進協議会において、必要な生活支援、介護予防提供体制について検討をしてまいります。

59ページ、4、相談窓口の充実についてですが、来所者の相談を待つのではなく家庭訪問、地域の方や民生委員からなどの情報収集、地域の各種団体に出向くなど早期把握に努め、関係機関との連携を図りながら、地域で安心して生活できるよう相談支援体制の充実を図ります。

次、62ページを御覧ください。

第5章 介護保険サービスを安定して提供できるまちの実現、第1節、介護保険事業の適正な運営として、ケアプランの点検や制度の周知及び事業者情報の提供、適切な要介護認定などについて必要な対応を進めるほか、

65ページ、在宅サービスの充実においては、認定者の推計及びこれまでのサービスの利用実績等を考慮し、訪問介護、訪問看護、通所介護、ショートステイなどの各サービスの見込量を推計しています。

また、73ページ、施設サービスの充実においても同様に、これまでの利用実績等を考慮して特別養護老人ホームや介護老人保健福祉施設などの各サービスの見込量を推計しています。

75ページ、市町村が事業者の指定権限を持ち、それぞれの市町村住人の利用が優先される地域密着型サービスの確保におきましても、デイサービスやグループホーム、小規模多機能居宅介護サービス等についてのサービス見込量を推計しております。

78ページを御覧ください。

その他のサービスについてですけれども、介護保険サービスの自己負担額が一定額を超えた場合に支給される高額介護サービス費の支給のほか、特定入所者介護サービス費の支給やグループホームの家賃助成等を行い、低所得者の負担軽減を図ってまいります。

81ページを御覧ください。

7、介護保険料につきましては、(1)介護保険費用の推計としまして、サービス種別、要介護度別の1回当たりの平均給付費の実績値、または単位費用に各年度のサービス種別ごと要介護度別見込量を乗じ、さらに介護報酬の改定を考慮して積算をしました。3年間の総給付費は25億4,013万4,000円となり、主な内訳は居宅サービスが10億224万5,000円で、施設サービス費が13億3,561万1,000円などとなっています。

団塊の世代が75歳を迎える令和7年度では、総給付費が8億2,995万4,000円となる見込みであり、引き続き必要なサービス供給量の確保とあわせてより一層の健康づくりや介護予防に努めるものです。

82ページから84ページまで、各サービスの給付費、利用料等の推計を掲載しており

ます。

続きまして、85ページ、(2)第1号被保険者の所得段階別人口の推計、所得段階別人数の推計ですが、第1号被保険者の介護保険料は令和3年度から令和5年度まで、本町の介護保険事業の給付費等の23%を所得等に応じ御負担いただくこととなります。令和2年6月当初賦課時点の所得段階別被保険者数を基に、中間年である令和4年度の被保険者数の推計を行うと、表16のとおりとなりました。

85ページの下段、(3)第1号保険料率の推計ですが、3年間の第1号被保険者の介護保険料は3年間の給付費見込額と地域支援事業費見込額の23%を、後期高齢者の割合及び所得段階別加入割合等を加味し、本町の65歳以上の人数で割ることにより算出をしました。これまで頂いた保険料を積み立てた介護給付費準備基金を取り崩さない場合の介護保険料基準額は、86ページに移りまして、年額7万884円、月額5,907円となりましたが、基金の令和2年度末残高が5,900万円となる見込みであることから、このうち1,400万円を次期3年間で取り崩すこととし、令和3年度からの介護保険料は第7期と同額の年額6万9,000円、月額5,750円とすることとしました。ちなみに、令和7年度の介護保険料の推計では、基準額は7万3,248円、月額6,104円と見込んでおります。

87ページ、88ページに総給付費の推計を掲載しています。

88ページの下段、(4)所得段階別の保険料ですが、保険料は所得に応じた御負担を頂くこととなり所得段階別の月額保険料は、89ページ、表18のとおりで、低所得者軽減措置は引き続き行うこととしています。

続きまして、89ページ、(6)介護給付に係る収入、費用の見込みは、90ページ、表19にまとめており、費用総額を26億7,604万6,000円と見込みました。

介護保険会計における財源の国、北海道な

どの各負担金の率は90ページの表の備考欄を御覧ください。

次、91ページ、第2節、介護人材の確保及び資質の向上、1、サービスの資質向上のための取組として、ケアマネジャーへの支援や介護サービス事業者の指導を実施します。

また、92ページ、2、介護人材の確保においては、介護人材に限らず全国的に労働力不足が進んでいく状況から、介護の有資格者を雇用する取組は厳しい状況になると思われる、若い世代に対して介護職の重要性ややりがいを伝えることで介護職を志す人材を増やす、介護の資格を持たない人材を雇用して育成する事業に取り組み、研修制度や支援制度の充実に努めていきます。

93ページ、第6章 計画推進体制と評価では、本計画策定に当たっては、介護予防、日常生活圏域ニーズ調査、在宅介護実態調査を実施し、また町内介護サービス事業者へのヒアリングを行い課題等の把握を行ったほか、町民にパブリックコメントを実施しました。今後は本計画の円滑かつ確実な実施を図るため、足寄町高齢者保健福祉推進委員会で進捗状況の点検、評価を行うほか、自己点検を実施します。

95ページからは資料編となっております。96ページから101ページまでは足寄町の概要、計画の作成体制を掲載しており、説明は省略させていただきます。

続いて、102ページから110ページまで、高齢者保健福祉サービスの一覧でございますが、これまで概略等を説明させていただいたものが含まれております。様々なサービスを一覧にまとめたものです。

続いて、111ページから141ページまでは、主に高齢者の生活実態を把握するために実施をしました日常生活圏域ニーズ調査の結果の概要及び在宅介護実態調査の結果の概要を掲載しています。

以上で、計画内容についての御説明とさせていただきます。

今後ますます高齢化が進展することから、

介護保険財政の安定運営を図るため、より一層健康づくりや介護予防に努めるとともに、必要なサービスの提供体制の整備に取り組み、本計画の基本計画、「いくつになってもひとりになっても安心して暮らせる愛のまち」を目指してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜り御審議いただきますようお願い申し上げます、御提案理由の説明とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りをいたします。

本件につきましては、総合条例第11条第2項の規定により、議長を除く12人の委員で構成する第8期足寄町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に関する審査特別委員会を設置し、これに付託して会期中の審査にすることにしたいと思っております。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 異議なしと認めます。

したがって、本件については議長を除く12人の委員で構成する第8期足寄町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に関する審査特別委員会を設置し、これに付託して会期中の審査とすることに決定をいたしました。

ここで暫時休憩をいたします。

休憩中に特別委員会を開催をし、正副委員長の互選をお願いをいたします。

午前10時44分 休憩

午前10時49分 再開

○議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

諸般の報告をします。

第8期足寄町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に関する審査特別委員会の正副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元に参りましたので報告をいたします。

委員長に、高道洋子君。

副委員長に、榊原深雪君。

以上のとおりです。

◎ 議案第4号

○議長（吉田敏男君） 日程第4 議案第4号足寄町公の施設に係る指定管理者の指定についての件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

福祉課長 保多紀江君。

○福祉課長（保多紀江君） ただいま議題となりました議案第4号足寄町公の施設に係る指定管理者の指定について、提案理由の御説明申を申し上げます。

足寄町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第7条第1項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1、公の施設の名称。（1）足寄町地域支え合いセンター、（2）足寄町認知症対応型共同生活介護事業所、（3）足寄町生活支援長屋。

2、指定管理者となる団体の名称。住所、足寄町南6条2丁目7番地。団体名、社会福祉法人足寄町社会福祉協議会、代表者、会長 国見勲氏でございます。

3、指定期間につきましては、令和3年4月1日から令和8年3月31日まででございます。

次に、指定管理者の選定経過等について御説明申し上げます。

当該施設は小規模多機能型居宅介護事業、地域交流施設、認知症対応型共同生活介護事業所、いわゆる認知症高齢者グループホームが2か所及び生活支援長屋の4つの機能を有している高齢者等複合施設であります。

現在、高齢者等複合施設の管理運営は平成30年に締結した指定管理者基本協定及び平成31年度に新設したグループホーム2に係る基本協定の2件の協定に基づき行っておりますが、両協定が本年3月で満了を迎えるため、今回施設全体の指定管理を行うこととしております。

指定管理者の選定理由につきましては、1点目として、社会福祉法人足寄町社会福祉協議会は足寄町内の地域福祉を推進する中核的組織であり、利用者の平等利用の確保や町福祉課と緊密に連携した事業を実施できる唯一の団体である。

2点目として、町内の福祉サービス事業に精通しており、デイサービス事業や訪問介護事業所等を実施しているノウハウを生かし、当該施設の効用を最大限に発揮し、当該施設の運営及びサービスの向上について町福祉課と協力して積極的に取り組む姿勢を持っている。また、管理経費においても町が積算した金額内に抑えられている。

3点目として、平成26年度から足寄町地域支え合いセンター、平成27年度から足寄町生活支援長屋、平成27年度及び平成31年度から足寄町認知症高齢者グループホームの管理運営を適切に行ってきた実績からも、当該施設の管理を安定して行う物的能力、人的能力を十分に有していると判断できる。

4点目として、これまでの当該施設の管理運営実績から見て経営状況、財務状況ともに問題ないことから、これからも同様の施設管理が期待できるところでございます。

管理を行わせる期間は、今までの協定は3年間としておりましたが、平成26年度から当該施設の指定管理を受託している実績から、令和3年度から令和7年度までの5年間が適当と判断したところでございます。

管理経費につきましては、介護サービス事業は独立採算とし、地域交流施設及び生活支援長屋の2事業について委託料を支払うこととなっており、5年間の合計で2億1,659万3,000円を予定しております。

なお、指定管理者選定委員会は、令和3年2月8日、足寄町副町長を委員長に5名の選定委員の出席をもって開催され、選定基準に照らし総合的に審査した結果、社会福祉法人足寄町社会福祉協議会が指定管理者の候補として選定されたところであります。

次に、資料として添付しております基本協定書（案）の概要について、御説明申し上げます。

内容につきましては、前回協定書とおおむね同一の内容となっております。

3ページを御覧ください。

第1章の総則では、本協定の目的、指定管理者の指定の意義、指定期間などを規定しております。

4ページ、第2章では業務の範囲と実施条件を、5ページ、第3章では業務の実施等について、第4章では備品等の扱いです。

6ページ、第5章では事業計画等について、第6章では指定管理料及び利用料等を規定しております。

7ページ以降においては、その他協定に必要な項目について規定をしています。

10ページからは、管理物件、リスク分担表、個人情報取扱特記事項を規定し、最後に仕様書を添付させていただいております。

以上のとおり提案させていただきますので、御審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

2番。

○2番（高道洋子君） 社会福祉協議会につきましては、施設そのものにも大変いろいろな活動を通じて、年に何回も利用させていただいたり、お世話になっているところでございます。

そこで感じることは、人は本当にそれで充実しているのか、人的資源、人材ですね。何か1人の人がいろいろな役を受け持ちなが

ら、協議会そのものもいろいろな業務をこなしながらやっているわけですが、人的な配置がそれで足りているのかどうか。

また、3年間経過しての課題等が何か浮かび上がっているのではないかなど。今回5年間に延ばすことに当たって、そこら辺をお願いします。

○議長（吉田敏男君） ここで、暫時休憩をいたします。11時15分まで休憩をいたします。

午前10時55分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

福祉課長、答弁から始めます。

福祉課長。

○福祉課長（保多紀江君） 高道議員の御質問にお答えいたします。

運営に関わるための人材の確保についての御質問ですが、今回の協定に係る施設の運営の人材の確保につきましては、介護職員等の退職等に伴う人材の確保等に非常に努力をしていただいております。何とか人材は確保できている状況と伺っております。

また、法人内部での兼務など、もしくは人を異動させるなどのこともできるということで、社会福祉協議会さんが大きな事業所ということで人的に全体的には雇用されているということで、内部での調整も図っていただいているところです。

次に、3年経過しての課題ですが、施設の運営につきましては平成26年度から委託をして、協議をしながら進めてきていて、大変努力をしていただいております。介護予防活動などにも積極的に取り組んでいただいているところかとは思いますが、安定的なやっぱり人材確保というのが、ほかの業種もそうですけれども、人手不足というところは恒常的な課題となっております。そのためには、人材確保のためには人件費の増加というようなことで、経費の増加というような課題もあることは間違いございません。

そのほかの課題といたしましては、複合施設につきましてはいろいろな機能を持つ施設となっており、介護を受ける人も受けない人も交流できるような併設した複合的な施設ということで、利用者の方にとってはいろいろな交流ができるということでの設定となっております。今回コロナウイルスの感染症が発生したことに伴いまして、介護のサービスを受ける方と外部から来る方の交流によって感染のリスクがあるのではないかと、というようなところで、少し介護予防事業、密にならないような状態で行う必要があるために町民センターで一部事業を行ったりしております。そういうことでは、施設としてのデメリットというものも今回あるということを感じております。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 2番。

○2番（高道洋子君） ありがとうございます。

先ほど課長の説明の中に、人材等も有資格者でなくても採用の、低くして採用の、そして中で研修を充実させて資格を取らせていくというような説明がございました。やはり、勤める、そういう介護、いろいろな資格ありますよね。そういうのがないと勤められないだろうかということもたまに聞くことがあるものですから、いろいろな人を採用して、そして実習をしながら資格を取らせていくというところにもっともっと力を入れてほしいなと思っております。

もう一つ、むすびれっじの件なのですが、相当の方が利用していると聞いていますが、今のところどのぐらいの人が利用していますか、町民の、何%まではいいですが、同じ人が何回も利用しているのか、新たな人がどんどん利用しているのか、そこら辺どうでしょうか。

○議長（吉田敏男君） 答弁、福祉課長。

○福祉課長（保多紀江君） 利用者の状況ですが、延べ人数で申しますと、実績の出ている直近で言いますと、令和元年度が地

域交流施設が5,700人、長屋が5,000人、あとは介護事業所は大体定員まで利用がされているところです。

また、今年につきましてはコロナの関係があつて一部休止をしているということで、利用者数は少なくなってきましたけれども、新たに社協さんのほうでむすびれっじで行っている事業で、生きがいデイサービスのような事業を開始していただいたりとかして、おしゃべりを楽しむとか、食事をしながら会話を楽しむというような事業も開始していただいて、徐々に新しい利用の方が増えているというふうに捉えております。

以上です。

○議長（吉田敏男君） よろしいですか。

他に質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第4号足寄町公の施設に係る指定管理者の指定についての件を採決をします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第4号足寄町公の施設に係る指定管理者の指定についての件は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第5号

○議長（吉田敏男君） 日程第5 議案第5号足寄町公の施設に係る指定管理者の指定についての件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めま

す。

教育次長 沼田聡君。

○教育次長（沼田 聡君） ただいま議題となりました、議案第5号足寄町公の施設に係る指定管理者の指定について、提案理由の御説明を申し上げます。

足寄町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第7条第1項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1、公の施設の名称は、足寄町学習塾でございます。

2、指定管理者となる団体の名称は、東京都世田谷区三軒茶屋1丁目41番9号、株式会社B i r t h 4 7、代表取締役 片岡大宜氏でございます。

3、指定期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日まででございます。

指定管理者の選定理由につきましては、1点目として、株式会社B i r t h 4 7は、平成27年10月から現在まで指定管理者として足寄町学習塾の管理運営に当たり、公設民営による高校生の学力向上を目的として利用者の平等利用が確保され、学力の向上が十分に図られている。

2点目として、PR用のポスターやパンフレットを作成し、足寄高校をはじめ各種施設に掲示するなど、利用数増に向けた取組を継続して行うことで、足寄高校生の約7割が通うなど高い利用率を維持し、足寄町の風土や足寄高校生の気質、生徒間の大きな学力差を理解しており、将来の地域を担う人材育成といった観点も踏まえ、効率的かつ効果的に施設を活用できる。

3点目として、全国的に数少ない公設民営による高校生の学力向上等を目的とした学習塾の管理運営していくために、経験豊富なスタッフと多くのノウハウを持ち、平成27年10月の開設当初から指定管理者として同施設の管理運営に当たり、利用者との信頼関係の構築と丁寧な指導により生徒の学習意欲の

高揚や学力向上を果たしている。

4点目として、株式会社B i r t h 4 7は個別指導方式の学習塾を17か所、公設民営塾を10か所運営し、学習塾のほかにもスポーツスクールや住宅エクステリア製品の販売施工などの事業も行うなど、経営が安定している。

以上のことから、これからも同様の施設運営が期待できるところでございます。

管理を行わせる期間は、今までの協定は3年間としておりましたが、平成27年度から当該施設の指定管理を受託している実績から、令和3年度から令和7年度までの5年間が適当と判断したところでございます。

なお、指定管理者選定委員会は、令和3年2月8日、足寄町副町長を委員長に5名の選定委員の出席をもって開催され、選定基準に照らし総合的に審査した結果、株式会社B i r t h 4 7が指定管理者の候補者として選定されたところでございます。

次に、資料として添付しております基本協定書（案）について、御説明を申し上げます。

内容は前回の協定書とおおむね同一の内容となっております。

18ページを御覧ください。

第1章の総則では、本協定の目的、指定管理者の指定の意義、指定期間などを規定しております。

19ページ、第2章では業務の範囲と実施条件を、第3章では業務の実施等について。

20ページ、第4章では備品等の扱い、第5章では事業計画等について。

21ページ、第6章では指定管理料及び利用料等を規定し、第7章以降においてはその他協定に必要な項目について規定しております。

25ページからは管理物件、リスク分担保、仕様書を、最後の28ページは個人情報取扱特記事項について規定しております。

なお、事業の実施に当たって、本協定書に基づき、本議会に指定管理料の債務負担行為

の補正予算を計上しております。

以上で、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

12番。

○12番（井脇昌美君） 今の指定管理者のB i r t h 4 7の実績等々も兼ねて5年間の契約が新たにされたということで、理解はある程度したところなのではけれども、この指定委員というものが副町長ほか4名といったら、これ名前公表できないのですか。指定委員というのは誰々が指定委員になっているのか。副町長を座長とされたという、私ども少し想像はつきますけれども、その辺もしっかりと公平な形で、随時契約に近いわけですから、しっかりと公表してほしいものだと思います。

○議長（吉田敏男君） 答弁、副町長。

○副町長（丸山晃徳君） 答弁させていただきます。

この指定管理者の選考委員会は条例等に基づき、いわゆる指名選考委員会と同様の、準じた委員構成になっていまして、役場の職員で構成されています。私ほか総務課長、福祉課長、経済課長、建設課長、教育次長が委員として、職員の中での選考という形になっております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 12番。

○12番（井脇昌美君） 当然これは再任で申出もB i r t h 4 7しかなかったと思うのですけれども、どうなのですかね、その内部の。この学習塾は別としても、一般の建設、林業、一次産業も含めて、管理者が指名委員会を開いて、そしてその賛否を問うと。賛否というよりもそれを認めてという経過が多いのですけれども、今までの流れとしてお聞きすると、ほとんどがもう100%以上がも

う、100%以上といってもいいぐらいほとんど反対がないというか、なれ合いの中でほとんど来ているという、これももうある一定の時期等々も踏まえて、学識経験者だとか中立公平な中の審査も支障ない程度の中で、私は改革すべきだと思うのですよ。常に住民課長だ、福祉課長だ、建設課長だ、それはそれなりの過去にそういう中で過ちが何件もあったわけですから、私は町外からも今の4名以外に6名になってもいいと思うのですけれども、その辺はどうなのですかね。

○議長（吉田敏男君） 副町長、答弁。

○副町長（丸山晃徳君） 今、副議長の言われたとおり、外部の感覚というものも確かに必要かと思えます。

私、勉強不足で、これまでが指名選考委員会の規定ですとか、条例とかでも内部の職員だけでやるというのが当たり前だというふう感じていましたので、それが他の機関とか他町村でどういような第三者の目をうまく機能させるような仕組みがあるのか、もしくは内部だけが常識化していても、その中でまた違う工夫が取れるのかについて、これから勉強、調査をさせていただき、時代に合った対応をさせていただきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） いいですか。

他に質疑はございませんか。

10番。

○10番（二川 靖君） もうこの趣旨についてはすごい理解しています。それで、ちょっとこの場で言っているのか、というちょっと発言なのですけれども、実は中学生の父兄の方からもやっぱり今高校生がこの塾に行っているということで、中学生も対象にならないのかなということも結構聞くことがあるのですよね。この臨時議会の中でちょっとこれ関係ないのかもしれないけれども、そこら辺について今後以降考え方というか、があればちょっとお聞かせ願いたいなと思えます。この件に関してはちょっと関係ないかもしれないけれども、よろしくお願いま

す。

○議長（吉田敏男君） よろしいですよ。

答弁、町長。

○町長（渡辺俊一君） お答えをいたします。

この中学生とか小学生ですとか、そういった方たちも塾に通えないのかというようなお話というのは、これは以前からございました。塾をつくる段階でもそういうお話もあつたりしてございましたけれども、今回足寄学習塾については、足寄高校の振興策ということのを第一番目に考えての政策でありますので、高校生を対象とするということでございます。小学校、中学生については対象としていないというところであります。

そういった意味では、いろいろな塾だとか習い事だとか、そういったものというのはそれぞれございますけれども、そういう部分ではほかの塾だとか、そういったものもあるというようなことで、この塾に関しては足寄高校生のみということを大前提として出発をしているということでありまして、現状のところでは今の段階では、中学生ですとか小学生については通うことができないということ御理解いただければというように思っております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 他に質疑ございますか。

11番。

○11番（木村明雄君） 今まで契約が3年間だったということのわけなのだけれども、それが5年になるということで、これは5年という結構長いのかなという気はするわけなのだけれども、これは3年では何か支障があつたのかどうなのか、その辺ちょっとお伺いをしたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 答弁、教育次長。

○教育次長（沼田 聡君） 木村議員の3年について支障があつたかどうかというお話ですけれども、今回の学習塾については第1期3年、第2期3年、今回の提案が第3期とい

うことで5年にしておりますけれども、基本的に3期で支障があったかといえば特にそういうのはございません。ただ、この間、他の指定管理者の関係についても、今大体が5年になっているということも踏まえて、私どもも学習塾運営する指定管理者の方にすれば、5年間のほうが経営的に長期スパンの中で計画を持ってもっと効率よくできるのかなど、そういう思いがありまして5年ということで御提案をさせていただいたということでございます。

○議長（吉田敏男君） よろしいですか。

他に質疑はございませんか。

4番。

○4番（榊原深雪君） 今の木村議員と関連なのですけれども、今の中学生、卒業生が高校生になるまでに、この3年間から今度5年間になるときに推移、卒業生の推移ですね、お聞かせ願いたいのと、そうしたらそのことによって他町から、足寄町以外から高校生を募る場合にどれぐらいの人数が必要なのと、あと、下宿のことなども今度その人数によってまたつくらなければならないというような状況になりかねないのかどうかというのもお聞かせ願います。

○議長（吉田敏男君） 答弁、教育次長。

○教育次長（沼田 聡君） お答えをいたします。

足寄中学校のこれから5年間の卒業生の関係ですけれども、令和3年度、来年ですよね、来年につきましては55名です。令和4年度56名、令和5年度50名、令和6年度48名、令和7年度40名というふうになっております。

基本的に5年間の学習塾の基本指標としましては、55名以上を指標として考えております。当然50名下回るところもございまして、そこについては町外の方から、これは学習塾に限らず足寄高校の存続の関係でいろいろなほかの事業も、下宿も含めて取り組んでおりますので、その方からも生徒の皆さんや、そして保護者の皆さんも足寄高校を

選択していただける、そういう形の中でいろいろな事業の展開をしているということでございます。それで2間口確保ということで考えております。

○議長（吉田敏男君） 4番。

○4番（榊原深雪君） それでは、最終年度の7年度では15名が減っているということですよ、中学生がね。そうしたら今年度は61名でしたか、高校生ね。63でしたか、ちょっとごめんなさい、数あれでしたけれども、この40名のときに、7年度のと、7年後ですね。令和7年度のと、この40名の生徒さんがどれぐらいが足寄高校を受けて、他町から募集しなければならぬというシミュレーションおつくりだとは思いますが、このときに本当に足寄町は2間口ということが可能なかどうかということの自信のほどをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 教育次長、答弁。

○教育次長（沼田 聡君） お答えいたします。

今年卒業して足寄町は、足寄高校に入学する生徒さん、新1年生につきましては62名となっております。最初61名に追加で1名ありましたので、合計で62名ということで、取りあえず足寄中学校から足寄高校に通う生徒さんというのは58人中42名ということで、72.4%となっております。それ以外の生徒さんについては、十勝管内の方が18名、そして十勝管外の方が2名ということで、町外からの生徒さんは20名ということで、パーセンテージにしますと大体33%と、約3割強ということになっております。

それで、先ほどお話のあった令和7年度は40名ということにつきましては、当然ながらこの卒業生だけでは2間口というのは維持できないというふうに思っておりますので、一番保護者の関係でいけば隣町同士が通勤には近いのかなというふうに思っていますが、全体的に十勝管内からやっぱり募集をかけて、そして町外の方から今の仮に中学生の募集も7割というのを見ていますけれども、他

管内についてもそれなりの、足高に来ていただくことがもう少し多くなるのではないのかなという見込みの中で、仮に陸別町さん、本別町さんの卒業生も把握しておりますけれども、その全体、十勝管内を含めてその中で今の魅力ある足寄高校に生徒や保護者が選択していただけるような、そういう事業展開というのを今後も継続して行っていきたいと、そのように思っております。

具体的な数字はちょっと言えないのかなというふうに思っています。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 4番。

○4番（榊原深雪君） 今、他力本願というところでしょうか。陸別町さん、本別町さんの中学生、卒業生のこともお話にありましたけれども、その陸別町さんとか本別町さんの令和7年度の卒業生なども数きちんと把握しておられますか。

○議長（吉田敏男君） 教育次長、答弁。

○教育次長（沼田 聡君） お答えをいたします。

先ほど、陸別町、本別町さん、令和3年度から令和7年度、全ての数字は把握しております。数字は公表しないほうがいいのかなということで控えております。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 4番。

○4番（榊原深雪君） 大変7年度は厳しい状況かなと、大変な努力しないと大変ではないかなと想像できますね。そして、一番問題だったのが下宿のことだったのですね。最初にこの学習塾をして、高校の2間口にするということはやっぱり住む場所がないということで大変議論になりました。そこで、結局下宿ができたので、他町から人を、学生さんを呼ぶことができたということは大なる成果だったとは思いますが、でも今の現状の下宿の数だとまた間に合わない状況も出てきて、また足寄町が負担しなければならないという、経済的な負担が多くなるようなことが7年度には見えてくるのですね。だから、

そういったところも考慮して、5年間と延ばしたことが果たしていい結果なのかどうなのかということは、令和7年度の状況で分かると思うのですが、そのところももっと深く数値のシミュレーションを描いてやはり下宿のことも含めて、これから議論を深めていただきたいなと思っております。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 教育次長、答弁。

○教育次長（沼田 聡君） 5年間の見通しの中で、令和7年度、足寄中学生の生徒数が減少すると。十勝管内においても減少傾向にはございますので、そういう中で生徒さんの取り合いみたいな形にはしたくはありませんけれども、当然ながら2間口を維持するということは町外の方からも生徒さんが来てもらわないとだめだというふうに思っておりますので、今後下宿の関係につきましても今回15名プラス1、16名が町外の方で下宿を利用していただけるということになっております。5年後の部分やはり人数が減った分どうするのだというのは私たちも今から危惧しているところがございますので、そこについては今足寄高校と塾と、そして教育委員会と3者が連携して毎月実務会議も開いておりますけれども、そういう中でまたシミュレーションをかけた中で、どのような形でもっていったらいいのかというのを検討したい、考えていきたいと、そのように思っております。

以上です。

○議長（吉田敏男君） よろしいですか。

他に質疑はありませんか。

12番。

○12番（井脇昌美君） この5年間という、言わば契約にこだわるのではないのですが、この5年間というのは、先ほどの経過というのは次長のほうから報告されました。それなりの実績を踏まえ、評価しての5年間だと思うのですが、ざっくり言うと、これは言わば指定管理者としての管理者側からの5年間の要求だったのか、こちらか

ら3年間を、言わばクリアして5年間にこちらから持っていったのか、その経過はどちらなのですか、ちょっとはっきり言ってください。

○議長（吉田敏男君） 答弁、教育次長。

○教育次長（沼田 聡君） これは私たちのほうから3年、3年で来ましたが、今回は5年でどうですかと、こちらからお話しました。

以上です。

○議長（吉田敏男君） いいですか。

他に質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第5号足寄町公の施設に係る指定管理者の指定についての件を採決をします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第5号足寄町公の施設に係る指定管理者の指定についての件は、原案のとおり可決されました。

◎ 散会宣告

○議長（吉田敏男君） 以上で、本日の日程は全部終了をいたしました。

本日は、これで散会をいたします。

次回の会議は、2月25日、午前10時より開会をいたします。

大変御苦労さまでございます。

午前11時49分 散会

令和3年第2回足寄町議会臨時会会議録

上記のてん末を記載し、その相違なきことを認めここに署名する。

足 寄 町 議 会 議 長

足 寄 町 議 会 議 員

足 寄 町 議 会 議 員